

第2回鶴岡市民歌制定委員会 会議録

- 日 時 平成27年6月24日（水） 午後1時30分～
- 会 場 鶴岡市役所 3階 委員会室
- 委員出席者 鶴岡市民歌制定委員会委員 12名
東山昭子委員、柿崎泰裕委員、栗田英明委員、山田登委員、
浅賀千春委員、丸山三喜男委員、成田勇委員、渡部祐子委員、
五十嵐光男委員、久保田豊委員、北風加奈委員、中里征晴委員
- 市側出席者 鶴岡市民歌制定委員会事務局（総務部総務課）4名
石塚治人総務部長、菅原ゆり総務課長、
菅原司総務課長補佐、佐藤典子庶務係長

（午後1時30分 開会）

1. 開 会

事務局：ただいまから、第2回鶴岡市民歌制定委員会を始めさせていただきます。早速、協議に入りたい。協議の進行を委員長にお願いする。委員長よろしくお願いします。

2. 協 議

委員長：皆様、全員そろっていただき、ありがとうございます。また、市民歌のイメージを具体的に表現する言葉の提出については、皆様からご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、今日の協議事項は、市民歌の基本コンセプトと制作手法についてである。協議時間はどのような予定か。

事務局：本日の協議終了時間を午後3時30分と予定しており、前回のまとめとなる基本コンセプトの協議を40分くらいと予定している。

委員長：制作手法についても、いろいろ考えがあると思うので、若干、時間が延びても、意を尽くしたいと思うので、よろしくお願ひしたい。それでは、まず、市民歌の基本コンセプトについての資料の説明をお願いします。

事務局：資料8は、本日の協議のベースとなる資料である。

はじめの「(1) 望まれる市民歌のイメージについて」は、前回の第1回市民歌制定委員会で委員から「望まれる市民歌のイメージ」として頂戴した意見を資料9にまとめたが、意見が重なっていた部分を絞らせていただき、大きく3つを望まれる市民歌のイメージ案とさせていただいた。

1つが、郷里の情景が思い浮かび、郷里が懐かしく思える歌、
2つめが、子供からお年寄りまでみんなに親しまれる歌、

(特に、子どもの心にも残る歌、子どもにも覚えやすい歌)

3つめとして、後世まで歌い継がれ、長く歌われる普遍性がある歌 としている。

次の(2) 市民歌のイメージを具体的に表現した言葉については、皆様から提出いただいた言葉を順不同でそのまま記載したのが資料10である。

これらの言葉が、どういったテーマの言葉が多いのか、言葉を分解し、テーマごとに分類したのが資料11である。分類すると、ある程度、一定のテーマごとにまとめることができた。

①出羽三山や朝日連峰の山々 ②庄内平野 ③川 ④海 ⑤四季折々の恵み

⑥城下町の歴史を背景とした歴史・文化 ⑦暮らしを支える基盤、産業

⑧あつい民情、お互いを思いやり共に生きること

⑨希望を持って未来を拓いていくこと ⑩その他、風物詩や特産などがあつた。

これらの言葉から導きだしたテーマをまとめると、「豊かな自然(主に山、平野、川、海)があり、それらがもたらす四季折々の恵み」、「城下町として栄えた歴史・文化」、「この土地で働ける産業があり、安心して暮らし続ける姿」、「温い民情で希望をもって未来を拓いていく姿」となった。

また、①～⑩までの細かい分類を中分類までにまとめると、①から⑤までが「自然・恵み」、⑥が「歴史・文化」、⑦が「産業・暮らし」、最後が「民情・希望」と4つの項目を挙げた。

(3)は、「(1)の望まれる市民歌のイメージ」と「(2)の具体的に表現した言葉から導きだしたテーマ」を組み合わせて、基本コンセプトの案として記載した。これについては、委員からご意見をお聞かせいただければと思う。

委員長：望まれる市民歌のイメージについて、この形ではよろしいかどうか、ご意見を賜りたいと思う。前回の委員会の意見を一覧表にして、その中で共通の項目としてとらえられたものをまとめてあるが、これに足さなければならないことなどあるか。

委員：実際、言葉の提出ということで関わってみると、非常に難しいなと感じながら取り組んだ。事務局の皆さんが、こういう形で委員から出されたものをこのような形で整理していただき感謝申し上げたいという気持ちだ。私も、市民歌のあり方というものを考えると、だいたいこのようなイメージにまとまるのではないかという気持ちだったので、大変ポイントをついていると思う。

委員：前回の委員会のお話の中のポイントが、このコンセプトに凝縮されていると思う。これ以外ないかと言われても思いつかないし、すべて含まれていると思う。

委員：言葉から導き出したテーマとしてよくまとめていただいたと思うが、皆さんから出された言葉は一つ一つの情景が頭に浮かんでくるので、基本コンセプトはこれとしながらも、これからの段階として皆さんから提出された言葉も大切にしていきたいという感じがした。

委員：誰かに委嘱する場合でも、公募する場合でも、コンセプトに縛られてしまう可能性もあるので、このコンセプトの中で気になることが1点ある。言葉の使い方によって子どもから大人まで年代によって感じ方が違ってくる。子どもは、やっぱり、ひらがな・カタカナ世代なので、難しい言葉は基本的に合わない。子どもに対して配慮するのはいいし、子どもへの意識は持っていたほうがいいが、基本コンセプトの2番目の

「特に、子どもの心にも残る歌、子どもにも覚えやすい歌」という部分をあまり強調しすぎると非常に言葉が限定されてしまう。理解の仕方によっては、子どもっぽい歌がいいと理解されてしまうかもしれない。子どもも歌うという気持ちは持っている、子どもだけが歌う歌ではないということを理解してもらいたい。その辺りのニュアンスが違ってくるのでないか。

委員長：子どもにだけ特化しないで、市民が、あるいは鶴岡から出てふるさとを回想するという状況になっても思い起こさせる歌という意味合いということを確認していただいた。それでは、コンセプトの2つめの「子供からお年寄りまでみんなに親しまれる歌」のところにあるカッコ書き部分の「特に、子どもの心にも残る歌、子どもにも覚えやすい歌」という部分は強調しすぎると子供っぽくなってしまわないかというご意見だったので、それ以外の部分の「郷里の情景が思い浮かび、郷里が懐かしく思える歌」、「子供からお年寄りまでみんなに親しまれる歌」、「後世まで歌い継がれ、長く歌われる普遍性がある歌」のコンセプトとしていいのでないか。

それから、資料8(2)の4分類「自然・恵み」、「歴史・文化」、「産業・暮らし」、「民情・希望」という項目はこれでよいか。

委員：豊かな自然、鶴岡市の文化を大事にするという点、それから生きていくには地域の産業を讃える必要がある。それから庄内人の人柄という点も盛り込んで、この4項目は盛り込まれればと思う。

委員：皆さんから素晴らしい言葉が出ていて、それをきれいにまとめていると思う。このコンセプトでいけば、うまく歌ができるのではないかと考えている。私も、子どもの心に残る歌という部分は削除していいと思う。それ以外はこれでいいと思う。

委員：みなさんから出た言葉を見ると、「食」のことがたくさん出ているなど感じた。鶴岡市はユネスコの食文化創造都市にも認定されたことでもあるし、「恵み」や「暮らし」の中に含まれているのかもしれないが、「食」というのもはっきり入れてもいいのかなと思った。

委員長：「食」も一つの文化として、歴史・文化というところの、文化のありようとして考えられたらいいなというご意見だと思う。

基本コンセプトについては、子どもの部分については、子どもからお年寄りまでみんなに親しまれる歌として、子どもだけを強調しない形の案でよろしいか。

委員：はい。

委員長：ご了解を得たこととして、次の協議に入りたいと思う。次の議題は、制作手法についてである。事務局よりご提案願う。

事務局：制作手法について、公募にするか、委嘱にするかが大きなテーマになると思うが、参考資料として、公募にした場合の、あるいは専門家に委嘱した場合に考えられるメリット・デメリットについて整理したのが資料12である。前回の第1回の委員会で話題としていくつか出されたものをまとめたものである。そのほか、第1回の委員会で配布している「本市ゆかりの作詞作曲家等一覧・近年の校歌等の制作例」の資料7も、参考資料として配付した。もし、公募となれば、公募要領の確認をお願いしたいと思うし、委嘱と決まった場合は、どういった方に委嘱するかという議論になると思うが、よろしく願います。

委員長：作詞と作曲の組み合わせがいろいろある。①作詞・作曲とも公募、②作詞を公募・作曲を委嘱、③作詞を委嘱・作曲を公募、④作詞・作曲とも委嘱 という組み合わせが考えられるが、皆様からご意見をいただきたいと思う。第1回の委員会の内容が新聞記事に詳しく掲載されていたが、委員に何か市民の意見が届いていることはないか。委員やあるいは事務局には届いているか。

事務局：3件ご意見を頂戴した。

1件目は、お電話を頂戴し、内容は、市民歌の作曲についても公募にしたらいいでないかという意見であった。対象を子どもにも広げて、小学校高学年くらいからならいいメロディが応募されるのではないかという内容であった。

2件目は、やはりお電話を頂戴し、自分も作曲をするのだが、市民歌の作曲は専門家への委嘱の方向に決まったかという問い合わせだった。

3件目は、県外の方で、鶴岡市のホームページを見て、市民歌を制定するということを知り、歌詞を公募した場合に応募するため、観光パンフレットをいただきたいと来庁された。以上3件のご意見があった。

委員長：このようなご意見もいただいているようなので、作詞、作曲の組み合わせを念頭に置きながら、ご意見をいただきたいと思う。

委員：前回の私の意見では作詞は委嘱が良いとしていたが、今回の委員の皆さんの取り組みも含めて、関心が徐々に高まっているという中で、公募というのは市民の盛り上がりも含めて、鶴岡市の市民歌は自分たちで作ったんだという未来に向かう面で、公募にも意味があるのではないかという気持ちで今日の委員会に来ている。それから、公募にした場合でもよりコンセプトに沿った良いものにするには補作を入れていくということは考えて然るべきだろう。

ただ、作曲については、なかなか難題だなと思いながらも、正直私自身でも迷っている。というのも、鶴岡市というのは、非常に音楽の盛んな土地柄でもあるし、そこから輩出された音楽家もたくさんいる。若い人たちは作曲にまで手を出そうという意気込みを持っているメンバーもいないわけでもない。ということからすると、今日の段階で作曲も公募という段階までこぎつけられるか自信がないが、市民の中には音楽に対する関心があり、いろんな市民の方がおいでになるという事をむしろ大事にすべきではないかなと考えている。

委員長：作詞が公募、作曲が委嘱か公募か迷い中、というようなご意見でした。

委員：作詞については自分も改めて作ってみたが、第1回委員会で、鶴岡市は広範囲にわたり、固有名詞を使うと歌詞を7番か8番まで作らなければならなくなると。確かに、固有名詞を出すと鶴岡市を思い出すことはできるが、それだけになってしまい、イメージが凝り固まってしまうということが危惧されるという思いもあり、なかなか公募というのはどうなのかという思いが第1回委員会の後にはあった。なので、抽象的になるかもしれないが、固有名詞を避けて、鶴岡というところを思い浮かぶようなものを提案すれば、委嘱であっても大丈夫かなという思いもある。

作曲についてだが、やはり私は、第1回委員会のときと同じで、桜井さんに作ってもらいたいという思いが変わらないので、やはりあれから考えてみたが、Mr.Children のコンサートに行く年齢幅というのがすごく幅広くて、中学生からお

年寄りまで足を運ぶということで、先ほどコンセプトとしてあった、子どもから幅広い年齢に浸透されるような歌ということであれば、そういうコンセプトを伝えれば、作曲についても、桜井さんだったらできるのかなと思う。年齢幅の広い、受けのいい曲を仕上げただけののかなという思いはあるので、私はそこは変わらず、お願いしたいと思っている。

委員長：先日、街で、新聞記事を読んだ方から追いかけてきて、桜井さんにぜひ頼んでねと声をかけられた。そんな場面もあった。

委員：前回の第1回の委員会ときは、私は、作詞については公募という考えだったが、いただいた資料を見ると、委員から出された言葉をまとめれば、公募までしなくていいんじゃないかと。この中に全部言葉が出てきた感じがしたので、これは委嘱になるのか、公募になるのかわからないが、資料を中心に、作詞をまとめたほうがいいかなと思う。

それから、作曲についてだが、作曲は素人はなかなか難しいし、委嘱だろうなと思っていたが、こうして、皆さんの話を聞くと、作曲もしたい人が結構市民にも多いというご意見があった。だから、公募もいいかなと思うようになった。ただ、それをどれがいいのかと審査するのが非常に難しいと思う。歌詞であれば、これがいいと判断つくが、五線譜もらって、メロディが頭に浮かんで、この曲がいいというのはなかなかできないと思うので、公募にすると審査が難しいかなという感じがしたが、でも公募というのも盛り上がりを出すためにもいいことかなと、そんなふうに感じている。

委員長：委員会で作詞したらいいのでないかという意見も出てきた。確かに、今お話しあったように、作曲の場合の審査は難しいだろうなという思いはした。

委員：第1回の委員会が終わったあとに、地域のほうに戻って、知り合いや友達にいろいろ聞いてみた。皆さん、新聞を見た方もいて、興味がある方が結構いるんだなと思った。新聞の一面に大きく、ミスチルの桜井さんに委嘱をとという意見があったことを受けて、「えー、桜井さんから作ってもらうの？」というような質問を受けた。「いやいや、いろんな意見があって、その意見の中の一つだよ」という説明をしたが、新聞の表紙は読者に与えるインパクトが大きいなと改めて感じた。

皆さんの言葉を集めた資料10を拝見して、私もここに凝縮されているなという感じがして、作詞が3番までできているような方もいて、すごいなと思って拝見した。私も、作詞は、制定委員でできるのでないかと、ふっと思ってしまった。

作曲のほうについては、私にわざわざ手紙を持ってきてくださった方がいて、作曲は公募でお願いしますという内容だったが、メリット・デメリットの資料をかがみて、私は作曲の公募はなかなか難しいかなと思っていた。別の方に聞くと、委嘱のほうがいいという方もいて、意見は半々のような状態だった。

私は、作詞は、資料10を拝見すると、皆さんの鶴岡に対する思いは同じだなと感じたので、制定委員でもできるんじゃないかと思った。

作曲は、私個人としては、委嘱のほうがいいという気持ちでいる。私は、柿崎委員にお願いできればなという気持ちがある。少年少女の合唱団の指導もされているし、土曜会の指導もされているし、子どもたちの歌える歌というのもご存知だし、

音楽性もすごく尊敬しているので、候補として挙げさせていただきたいと思う。

委員長：作曲は委嘱という形で、具体的なお名前が出てきた。

委員：第2回委員会に向かって、第1回委員会での課題ということで市民歌のイメージの言葉を考えてみた。何日考えても、全然出てこなかった。寝てぱっと起きたときに、10分くらいでいいイメージができたので、そのまま書いた。目に浮かんだ情景を言葉に書いたら、温海から藤島まで長いが、このまちはいいまちだと思い、どんどん言葉が出てきて、やはり伝統的な城下町というのを積極的にアピールしたいし、情があるまちということを非常に伝えたかった。

あともう一つは、果たして全員が口ずさめる機会があるか、小学生が市民歌を歌う機会をどうすればいいかというのを考えてみると、やはり口ずさみやすいような、歌ってみたいという作詞や作曲が必要だと思う。ただ、立派な曲になっても覚えにくいとか、忘れやすいとかあると思う。

委員から出された言葉の資料を見て、本当に素晴らしく、委員全員の鶴岡市に対する思いがこの中に入っていたので、歴史、文化、産業など、いろいろ合わせれば、1番から3番くらいまでは非常にいい作詞ができると思う。作曲のほうは、やはり全員が覚えて、風呂場でも歌えるような曲、あるいは各地区の運動会でも歌えるような曲にしたいし、鶴岡にはこういう市民歌があるという発信を我々はしていきたい。作詞は、この委員会に出したものをみんなで選定しながら作って、作曲は、やはりプロのほうに委嘱したほうがいいかなと思った。

委員：第1回委員会のときに、フレーズを公募してその中から補作していくという意見を出したが、結局、鶴岡にはこれだけの素材がいっぱいあるので、その中から何を選んでいくかなという部分が非常に難しかった。皆さんの言葉を見せていただいて、いろんな素材が出されていてすごいなと思った。もし、公募にした場合には、ここに出ていない素材も出てくると思う。そうすると、その中から何を選んでいくという作業がまた大変だと思う。ある程度、皆さんが出してくれたものをベースにしながら、それを補作などしていただける方がいたら、ある程度のものができていくのではないかなと思う。みんなで相談して決めていくのは、また難しいことになっていくので、そこは、まとめていただける方がいたらありがたいなと思うのが1点。

作曲については、やっぱり委嘱のほうがいいのではないかと考えているところだ。確かに、公募というのは市民が参加するということで非常に意味あることだと思うが、やはり選んでいくのは難しいかなと思う。

委員長：今まで伺っていた意見だと、作詞を公募した場合、それを選考するのは、この委員会で選考していかなければならないと思う。だとしたら、自分たちでやって自分たちで選ぶわけにはいかない。お手盛りという感じになる。公募する場合は、皆さんは選考委員になるイメージである。公募する際に、委嘱する場合もそうだが、こんな言葉が出されたことも含めて、こんな協議がされてきたと、情報として提供できることと思う。たとえば、先ほどから話題になっている桜井さんに委嘱するにしても、この委員会では、こんな言葉が選ばれて、みんなが思いを寄せ合っているという材料提供にはなると思う。

第1回委員会でお話あったように、言葉に魂を吹き込むというのは、これは個人

的な営みの中で出てくるものである。委員が出し合った言葉をつないでは、そのようにはならないと思う。この委員会で出し合ったものをつないで作詞したらいいのではないかという意見が3人の委員からあった。

作曲については、委嘱か公募かで意見が分かれたようだ。また作曲を公募にすると、審査が難しくなるだろうという意見もあった。

そのようなことを踏まえて、さらに踏み込んだご討論をお願いしたいと思う。

委員：今の委員長のお話で、これだけのいろんな材料があるが、それをまとめるときに、一人が作らないと脈絡がなくなるというのは確かだと私も思う。

また、先ほどの意見に賛成で、あまり固有名詞にこだわり過ぎると、みんながこだわって、うちの地域のものも入れたい、こちらのものも入れなければならないなど出てくる。それから、産業に関しても、一つの産業にこだわると、時代によって産業も変わっていく。つまり、今盛んなものが必ずしも盛んとは限らない。私たちは未来はわからないので、一つのものにこだわらないほうが良いと思う。

いつの世の中も、必ず過去のことを振り返って、「過去」を大事にしたいと思う。「未来」も、どこかでは夢をもっていきたいと思う。でも、「現在」はずっと動いていくので、30年後は30年後の現在がある。そういったことを含めると、なるべく普遍性があるもののほうが取り入れやすいと思う。よく、歌詞には、昔はあったけど、今、その歌詞使っても全然ピンとこないというものがある。それを思いながら、一人の人にまとめてもらうことが可能なら、これだけの資料があればできるかもしれないと思った。

作曲に関しては、公募も良いと思っている。ただし、真島俊夫先生とも親しく付き合っているし、若い人も仙台で作曲している人もいる。東京で作曲活動している人もいる。委嘱となると、その人に任せてしまうが、よく映画のオーディションでは、有名な方もオーディションを受けて、新人もオーディションを受けてということがある。そういう有名な方から新人の方まで、本当に公募に作曲を応募してくれれば一番わかりやすいし、選べる範囲も広がる。ただし、そういう方々が、本当に無償で自分から応募してくれるかどうかということもある。頼めばやってくれるだろうが、それが公募の難しさだと思う。公募だと対等に選ぶことができると思う。ただもう一つは、採用作品を選ぶときに、この作品が基本的にはいいが、どうも…と感じるというときに、作曲にも補作がある。メロディだけを出された場合にそれを誰かがまとめなくてはならないときも補作する。そういう点で、公募にした場合は、そういった点も問題になると思って悩むところである。

委員長：一つのイメージを紡いでいくわけだから、ある程度の流れというのは必要だし、全体として心に訴えるものが含まれている必要もある。

委員：皆さんの委員の意見を聞いていると、作曲の公募のときの選考に対する戸惑いを持って心配しているが、五線譜とメロディを一緒に出してもらうというのが公募のやり方である。出されたメロディを我々が聞いて、これいいじゃないかという評価は十分できる。作曲そのものは、難しい作業かもしれないが、審査そのものは大変な作業ではない。作曲も、公募であれば必ず補作を入れて編曲を入れて作る。

また、いかに市民歌を市民に広げるかということを見ると、CDを作ったり、

混声四部の楽譜や吹奏楽が演奏できる楽譜も必要だろうし、さらには子供たちが二部合唱とか三部合唱ができるような楽譜も必要だろうと思う。だから、たくさんの市民に提供するものは別に考える必要があるわけで、その辺は我々が選ぶことが大変厳しいという前提で小さい議論をしないほうがいいのではないかなと思う。

だから、作詞も誰が選ぶかということになると、このメンバーだけで選ぶのが適当なのかということもある。あるいは、もう少し人を補強しながらも、いいものを作っていこう、選んでいこうというやり方もあるわけだから、我々制定委員とは言いながらも、全部自分たちだけで決めるんだというところまでしなくてもいいと思う。むしろ、いろいろ新聞に出たことによって、その前から委員の公募募集もやっているわけだから、市民の期待や市民への広がりやをどう作っていくかということも忘れてならないことではないかなと思う。作ればいいということではないと思っている。

委員：公募ということだと、市民歌を制定するというをたくさんの方に知っていただくということと関心を持っていただくということで、盛り上がりが出るという点ではすごく意味があることだなと思うが、それを選んでまとめていくという作業が難しい作業なのかなと思っている。それを、選定してまとめていくというのは、この委員会でも、強化したメンバーとか、もう少しいろんなことをご存じの方に入ってもらおうとか、そういうこともできるのかなと思った。

ただ、この資料を見たら、すごくいろんなフレーズがあって、先ほど委員長がおっしゃっていたように、言葉には魂や命を吹き込むというのは、やはりどなたか一人の人がやることも必要なのだと思うし、作詞の専門家と作曲の専門家というまとめる方が必要なのではないかなと思う。そのまとめるのが、この委員会でもいいのかなというのは疑問に思うので、もし公募する場合は、選考やまとめるのは別組織でやったほうがいいと思う。ただ、制定の時間までがリミットがあるようなスケジュールだったと思うので、その時間がとれるのかどうか不安なところもあるし、それが無理だとすれば、イメージが出されたものの中から我々が選んで決めてというのが一番スムーズなのかなと思う。スケジュールとの兼ね合いで決めざるを得ないのかなと思う。

市民の盛り上がりということに関しては、もし公募でなくて、制定委員会ですべて制定するとなると、自分たちで全部決めてしまって、市民が参加しなかったという不充実感があるような気がするので、そこは別の部分で埋めていかなければいけないのかなと思う。

私も、第1回委員会のことが新聞に出たということは聞いたが、私たちの子育て世代は、活字離れもあってか、広報とか新聞とかなかなか読まない世代で、友達から新聞見たよとかも言われてないし、市民歌制定するんだってねということも言われていない。親の世代からは、「新聞見たぞ」と言われたが、友達世代、またその下の世代からは全然反響もないし、市民歌を制定することを話しても、「え？なんで？市民歌あるんじゃないか？」と言われて、「合併してからは存在してなくて、合併10周年で作るんだ」ということを説明した。それから、子どもの世代は、市民歌は何かも知らない。なので、市民歌を制定するというを別のメディアも使って、

何か市民参加型にしていかなきゃいけないなという問題点は感じている。

委員長：公募にしても委嘱にしても、作詞することも芸術活動だから、委嘱された人、あるいは公募で応募しようとする人、当事者にとっての作業時間が必要になってくると思う。委嘱を受けた方が今日頼まれて、明日できるお仕事ではないと思う。そういう意味でのスパンを考えていかないといけない。もし、全国的に公募したら、数的には100くらいは応募されると思う。そういった100～200あったときは、予備選をしてやらないといけないと思う。

そういう意味で、取り組む人に多くの時間をかけていただいて、いい作品を作ってもらうためには、公募か委嘱かの基本的なあり方は、ここで早く決めてやったほうがいいと思う。

委員：公募しようとする人が、作詞をやろうと思えば、次から次へと出てくることもある。コンセプトを理解して、作ってやろうという人は1週間もあれば作る。ただ、委嘱された方の場合は、大変である。例えば、公募された作品の中から、我々制定委員で、10編までは我々の責任で選んで、あとは、もう少しどなたかを入れて選考しようというやり方もあるだろうし、10編の中から1編選んでも、それでも補作は必要だと思う。

事務局では、公募にした場合は、前回示されたスケジュールでやるという体制もあるか。

事務局：第1回委員会の資料説明で、市民歌の発表時期を今年度中の来年2月頃と話した際に、スケジュール的に詰まっているという意見をいただき、その際に対応させているが、発表するにあたっていいタイミング、いい場所、いい機会というものがあると思う。市民歌はこのあと何十年、百年と歌い継いでいくものであるもので、それがあまりにも拙速になって、なんだこれとなることは避けたい。やはり納得したいものを作りたいと思う。仮に委嘱することになった場合は、その先生がどのくらい必要とするのか、あたってみないとわからないことであるし、公募の場合だと、1か月設定するとか、2か月設定するとか目途を立てることができる。委嘱となった場合は、なかなか難しいと思う。そこは、制作手法を決めていただくから、その後に発表の目途を検討することになると思う。私どもの仕事としては、年度内にできれば大変ありがたいという目途は持っているが、議論が煮詰まらないで進むということは避けたいと考えている。

委員長：それでは、ただいま説明があったように、全体的な意向としては、作詞については公募の意見の方が多いようだが、作曲との絡みで、作詞と作曲を一緒にして委嘱するという意見も出ている。

それ以外には、委員会で出された言葉で作詞をするというお三方の意見もあった。それに対しては、一人で作らないと思いは伝わっていないのではないかという反論があった。

委員：作曲には2つのやり方がある。1つは、詞に触発されて曲ができる。もう1つは、曲を最初に作って、それに詞をあてはめていくという方法が、ポピュラーでもクラシックでもたまにある。今回の場合は、基本的には作詞ありきだろうと整理している。例えば、校歌の歌詞を選考するとき、選んだ方の年代の言葉になることが多い。

そういう点では、制定委員の方たちにいろんなジャンルの方がいるので、市民目線もあり、専門家に任せすぎない方がいいと思う。例えば、作詞の公募も、皆さんが応募したら一番面白いのではないか。その次の段階の作曲では、そこから委嘱するのか公募するのか時間がかかることとは思う。

委員長：委員の方々も公募に応募して、また全国発信するという公募でいいのではないかという意見だった。作詞については、補作をもちろん念頭に入れてだが、公募というご意見でよろしいか。

それから、作曲については、作詞の公募が終わってから作曲を依頼するか、あるいは、日程的に同時進行で、委嘱の場合は、作曲をしてくださる方に交渉に入るということになるか。

委員：流れとしては、詞があって、その詞を受けて曲をつけていただく。これが大きな流れだと思う。メロディーに作詞を公募するような動きにはならない。となると、作詞をきっちり収めた段階で、この詞には私は曲を作れませんという人もいるだろうし、これは作ってみたいと思う意欲的な方もいると思う。だから、詞を選んでから作曲となると思う。同時進行では動けない。

委員長：作詞は公募という形で、日程やその他のことで、事務局としての考えはあるか。一般公募でよろしいか。何の限定も付けず、鶴岡市民に限るという条件は付けない。鶴岡ゆかりの人でないとダメという要件は付けない。全国いたるところから公募する。コンセプトを大事にしてもらう。このような内容で作詞を公募と決めさせてよろしいか。

委員：公募はいいが、制定委員は応募してはダメか。

委員長：委員から応募があって、その作詞が最優秀賞になった場合、お手盛りになるのではないか、外からの批評があるのではないかと懸念したが、いや、そうではないという意見が多いが、事務局としてはどうか。

事務局：我々がイメージしていたのは、公募するとなった場合、一次選考か、二次選考かわからないが、選ぶのはこの委員会になると考えていた。その場合、委員の中のどなたかが応募して、それを選んだとなるとこれは難しいと思っていたので、委員が応募することは想定していなかったが、そこは、この委員会での議論かと思うので、お考えいただきたい。事務局として、公募になった場合の応募要項案を検討した際、他市によっては、「委員は外す」という条件を付けて公募しているところがあるようだが、そこは、応募要項に書く必要もないのかなと思っていた。

委員長：選考過程では、無記名となり、名前を伏して、誰が作ったものか選考委員に名前が上がってくることはないと思う。誰が作ったかわからない形で、作品だけが出てくると思う。その中から選ばれることになると思う。

事務局：懸念の一つが、賞金を用意することにしており、応募した人が自ら選んだという形になるかなと懸念している。

委員長：事務局で応募要項案は準備しているか。

事務局：もし、公募になった場合の、おおまかな要項を用意しているので、それを説明して、また議論いただきたい。

事務局：応募要項（案）について、要点を説明する。

応募資格は、鶴岡市民に限らず、だれでも応募できることとしている。制定委員の応募については、触れていない。応募期間は、7月からは2か月間と想定している。応募概要については、先ほどコンセプトについての協議していただいた部分を記載している。応募点数は、一人一作品とする。選考方法は、市民歌制定委員会で選考し、入賞として、最優秀賞が市民歌として採用され、賞金は20万円、優秀賞が2点で、それぞれ5万円と考えている。18歳未満の場合は、保護者が受け取ることになる。入賞作品の発表は、市広報、市ホームページに掲載する。採用作品の著作権などの権利については、鶴岡市に帰属することとする。

採用作品については、補作を行う。応募作品の中に、採用するものがない場合は、該当なしとする。受賞発表後でも、その作品が他の方の知的所有権を侵害する疑いがある場合は、受賞を取り消すということで、以上の案で考えているが、委員の皆様からご意見を伺いたい。

委員長：応募資格を素直に読むと、誰でも応募できる。それとも、賞金がかかっているので、お手盛りになると困るため、委員会のメンバーは応募できないことをお互いに内諾しているという形とするか。

事務局：先ほどの事務局の説明に補足する。この会議内容も、コンセプトなどを協議した部分も、後ほどホームページで公開するが、応募要項の中で、各委員の皆さんから提出していただいた具体的なイメージをまとめた資料10や資料11についても、応募の際の参考資料として使用させてもらいたいと考えており、皆様からご了解をいただきたいと思うが、いかがか。

委員長：皆様が考えていただいた言葉の資料10、11について、使用することに了解いただけるか。

委員：資料10は、各委員が出された言葉であり、あまり適当ではない。資料11であれば、ランダムに並んでおり、了解する。資料10は、中身によっては歌詞になっている。

事務局：資料10について意見いただいているが、この会議については、終了後、資料を全て公開しており、資料10もホームページに掲載されることになるので、ご了解をいただきたい。

応募要項の中に、基本コンセプトは第2回委員会の協議内容を参照してください、と誘導することはできる。そういったことで資料として、応募する方に広く活用していただきたいと考えている。

委員：制定委員が提出した言葉の資料を参考してもらえば、特に資料11を積極的に利用してもらえば、いい応募があると思う。

また、我々、制定委員会が市民歌を選考すると掲載されており、10万、20万の賞金がかかっているので、我々は、責任を持って選ぶという、お客様を大事にするという方向に持って行った方がすっきりすると思う。金額が載った以上、問題があり、我々は選考することに専念した方がいいと思う。

委員：私は、委員も応募してもいいと思う。無記名であると納得できる選考過程があれば、いいのではないか。

それから、基本コンセプトの「次に掲げる内容を盛り込んだものとする」という「～ものとする」というところが気になる。「豊かな自然（主に山、平野、川、海）が

あり、それらがもたらす四季折々の恵み」、「城下町として栄えた歴史・文化」、「この土地で働ける産業があり、安心して暮らし続ける姿」、「温い民情で希望をもって未来を拓いていく姿」を盛り込めと言っている。私は、そこは、規定しないほうが良いと思う。例えば、次の内容も参考にする程度にして、作詞にここまで規定しすぎると、自由さがなくなってくると思う。私たちが提出した言葉をただ繋いだような言葉になっては良くないと思う。「～盛り込んだものとする」という言い方をうまく変えれば良いという意見です。

委員：私もまったく同意見で、応募資格は何も要件を持たなくて良いと思う。委員が応募してもいいとかダメだとか何も書かないほうが良いと思う。我々委員も鶴岡市民だから、市民の一人として応募してもいいんじゃないかと思う。

「次に掲げる内容を盛り込んだものとする」以降は、すべて削除して良いと思う。

委員：3～5人の選考委員だと偏る場合もあるかもしれないが、これだけ12人の選考委員であれば、誰が書いたかわからなければ、まったく好みに分かれる。こういう選考を専門家に頼むと、その専門家の趣味趣向が出てくるが、いろんな人が選考して数さえ多ければ、そこそこ、万人に向くようなものが結構受けてくるので、せっかく委員の皆さんが意欲があるのであれば、出したほうが面白いのではないかと思う。

委員長：先ほど基本コンセプトを決めさせていただいた。資料8の(2)市民歌のイメージを具体的に表現した言葉から導き出した内容については、作詞する際に、こんな事柄に触れてほしいなという意味で、私はこの要項に提示してあったほうが、これまでの委員会で積み重ねてきた討論が活きると思うので、良いと思う。「盛り込んだものとする」という言い方はやめたとしても。

委員：コンセプトはあるわけだから、全然イメージを出さないでおくというのはどうかと思う。「～盛り込んだものとする」とう断定は良くないと思うが、制定委員会ではこういうものを大事にして討論してきたというような、もっとうまい表現であったほうが良いと思う。

委員長：応募要項の「～盛り込むものとする」という文言が少しきついで、そこは検討させてもらうということで、一旦預からせてもらう。それ以外のところでは、応募資格はそのままで、応募期間は2か月間で、そして、コンセプト、詞のイメージ、それから、1番から3番くらいで、各節同じリズムというのは、子どもたちが何番を歌っても同じ韻律で歌えるようにという意味だと思う。応募点数は、一人一作品はいいですね。

委員：応募要項の中で、言葉として気になるのが、「温かい人柄で」というところであるが、例えば「鶴岡に生きる人々が」とか、「生きる人々の姿が見え」など、具体性がないほうが良いと思う。「温かい」と規定してしまうと、自分の理想の姿と違うかもしれない。あと、「城下町」というのも気になるのだが、「歴史」とか「文化」とかあればいいかなと思う。

委員：私、さきほど申し上げたように、「次に掲げる内容を盛り込んだものとする」というその内容自体をすべて削除したほうが良いと思う。応募する人がどういうものが市民歌であるかはその人が判断して書いて応募するわけだから。そして、我々委員会が選考の際に、これはいい、悪いと判断すればいいことである。「山であり、

平野であり、川であり…」ということは、この応募要項に記載する必要がないと思う。だから「城下町」も「温かい人柄」もそうである。公募するときに、候補を挙げて、こういうふうなことを書けというほうが、ちょっとおかしいと思う。

委員長：ほかに関連して、ご意見ありますか。

委員：皆さんの意見を聞きながら、ずっと考えていたが、作曲を委嘱する前提で今、作詞は公募という方向に進んでいるかと思うが、1番から3番までの歌詞が出てきて、そして最優秀賞が決まり、この歌詞をもとに作曲家に委嘱となった場合に、応用が利かない気がする。作曲したら、作詞した部分より補作の部分のほうが非常に多くなって、いざ市民歌になったときに全然内容が違っていったという可能性もないわけではないと思う。それより、鶴岡市のイメージをキーワードとして市民から募って、市民から募って出てきたキーワードと鶴岡市のイメージを作曲する方に伝えて、作曲してくださいというほうが、作曲する方は、鶴岡はこういうイメージなんだと作詞ができて、それに曲がのると、こんな歌ができるなど、作曲する方もイメージを膨らませやすいと思う。また、市民歌の言葉を考える作業を自分もやってみたが、公募で歌詞を募集しても、1番から3番までの歌詞を応募するのは、なかなか専門家じゃないとそこまで応募しないと思う。そうすると数少ない応募の中からの選考になってしまうと思うので、キーワードを募集したほうが、応募しやすいと思うが、そのあたりはいかがか。

委員長：市民歌の具体的なイメージとしては、こんなことが話し合われましたという程度の情報提供はあったほうが、応募する方がイメージを膨らませやすいのではないか。たたき台としての内容はあったほうがいいという感じがする。何もなくて、私たちが討論してきた部分のところを削除して、まっさらから考えてもらったほうがいいという意見もあるが、やっぱり、鶴岡を知らない人がパンフレットを取り寄せたりしているわけだから、そんな状況からすれば、鶴岡はこのようなまちだという発信があったほうがいいとも思う。

委員：市民歌を作っていただく参考例という表現に変えて応募してもらってはいいいのではないか。全く何もなくて鶴岡市民歌を作ってほしいという事では、何が出てくるかわからないし、一生懸命作ってもらったものが委員会のイメージとかなり違ってきたりすると、応募された人にも申し訳ないので、鶴岡というものをイメージしやすい参考例として掲げたという理解になるように表現するのがいいのではないか。

それから、応募資格については、ここにいる方にも自由に応募していただいて、選考方法は公平になるように厳正に選考すると良いのではないかと思います。

委員長：市民歌は、どんなイメージの言葉か、討論を重ねてきたわけだから、皆様の思いというのは活かされたほうがいいと思う。それから、さきほど指摘があった「温かい人柄」とか「城下町」などの言葉は、資料 11 でそれぞれ分類されている区分の言葉を活かして考えていくと、例えば、「温かい人柄で」は「民情」というかそういった言葉で、「城下町」については、「古い伝統文化を引き継いでいて」とか、そういうふうにいるいろいろ考えてもらおうと。やっぱり、何かを提示してやらないと、鶴岡でなくてもどこでもいいような歌になってしまうということもあるのでないか。

委員：私も今の委員長の意見に賛成である。やはりイメージするのに、何もないところか

らイメージせよと言っても、イメージできないと思う。あまり具体的なものを入れるのではなくて、そこの地域性みたいなものを記載すればいいと思う。

また、詞ができて、それに曲をつけるときに、その出来上がった詞の流れを好む人と好まない人がいると思う。この委員会で、作曲してもらう人を選定するというのも大変悩めるところになると思う。公募された中から選ぶ場合、またそれを作曲家に委嘱する場合、先ほどのコンセプトに子どもの心に残る歌とはあるが、例えば、校歌でも言葉の難しい校歌というのがあるが、60代になると、校歌のあの言葉はこういう意味だったんだと、また深く心に刻まれていくものだと思う。小さい子どもたちを見ていると、きれいな曲であれば、難しい言葉であっても本当に喜んで体で歌う。大人たちが一生懸命考えて書いた詞、思いを込めた詞というのは、「子どもの心にも残る歌」という部分を入れなくても、子どもの心にも残っていくと思う。ただ、その作曲を委嘱するときだけは、その辺は気を付けないといけないところと思う。イメージをもっとやわらいだものにして、資料11も資料として提供してはいいと思うが、言葉のもっていくリズム感というのは、歌いにくく感じるものと、すごく歌いやすく感じるものがあるので、その辺りは心配ではある。

委員：さきほどの、公募で決まった歌詞で作曲家に委嘱した場合に応用が利かなくて、いざ作曲したら、補作の部分がなくなるかもしれないという意見を自分なりに考えてみると、今の若い世代のシンガーソングライターの方たちは、言葉とメロディを一緒に作る。だから、資料7の例として、例えば、新井満さんとかミスチルの桜井さんなどは、作詞を公募にした場合は、作曲の委嘱はたぶん難しくなるだろうというのがあって、そこを私たちがシンガーソングライターはやめましょうということで進めていくのかを確認しないと、何となくその辺りがなおざりにされているんじゃないかなと思う。

私の経験だと、ご年配の方は七五調で詞を作られる。今の若い人たちは、まったく韻律なく、たくさん言葉をつないで曲をつくる場合があるが、昔の方たちは、言葉の数が少ない方も多い。できあがった歌詞によって、その作曲者へのアプローチが変わってくると思うので、そここのところ、もう一度確認して進まないで、今、公募の方向となっているが、危惧されている部分があるんだしたら、そこはやっぱり確認して進んだほうがいいのではないかと思う。

公募でいろんな作品が出てきて選ぶときに、こういう詞になったらこういう曲になってくるよねというふうに、詞によってリズムという観点を含めても曲の方向性も出てくると思うので、まず公募で進むということを確認したほうがいいと思う。

また、歌詞を公募するときは、市民歌のイメージを規定しないほうが自由に応募できると思う。こういう歌をつくるという3本のコンセプトがあれば、あとは参考程度にすればいいと思う。

委員長：市民歌のイメージを具体的に表現した言葉については、この委員会でこういう話し合いがされていたという情報の提供がないと、協議を重ねてきた時間が無駄になってしまうということはある。

また、歌詞についてだが、私が知っているところでは、鶴岡北高の校歌と中央高校の校歌では歌詞の作りが違う。合唱して声を合わせてやるには、定型律がやりや

すい。中央高校の校歌は、長くて韻律も違うし、覚えるのが難しいと思う。市民が、
どういうふうな場面で歌われるのかなというイメージを、例えば、合唱祭ばかりで
歌われるような歌でもなく、どんな場面で歌われるかというイメージを考えていか
なければならないと思う。

応募要項の「1番から3番くらいまでとする」というところだけの記載にするか、
あるいは、「各節は、同じリズム・韻律とする」とここまで入れるか、というところ
はいかがか。みなさんから覚えてもらうには、1番から3番くらいまでが適当と
いう感じがするが。

委員：「長くて3番くらい」だったらいいが、「絶対3番」作れというのはおかしいんじや
ないか。

委員長：「3番まで」だから、2番、3番なくたっていいですよ。

委員：その「～まで」が「3番まで必ず」と思うかもしれない。「3番くらいまで」だっ
たらいいが。

委員：私、この「1番から3番まで」という要件も全部はずしちゃったほうがいいと思う。

何番までも作りたかったら作ればいいし、それを我々が判断すればいいのであって。

委員長：そうすると、今の意見からすると、応募概要のところはすべていらぬということ
か。

委員：応募概要の「次に掲げる歌をイメージしたものとする」は必要だが、それ以降の「次
に掲げる内容」、「1番から3番までとし、各節は同じリズム・韻律」は不要、「応
募点数」も10作書きたかったら、出してもらってもいいのでないかと思う。

委員：普通は、1人1作品じゃないですか。

委員：俳句などは、3首までということがある。

委員長：今までの討論の経過からすれば、「次に掲げる内容を盛り込んだものとする」とい
うところは、「～ものとする」という言い方はしないまでも、こんなものがあつた
ほうがいいなあというみんなのイメージだから、それはそれとして参考にしてもら
うということでもいいのでないか。

委員：はい。

委員：委員長、さきほどのシンガーソングライターへの委嘱という部分については、どう
するか。

委員長：シンガーソングライターについてだが、公募ということは、皆さん納得してくださ
ったわけなので、公募をはずすということまでになると、今まで協議した時間が何
だったろうということになってしまうので、作詞については、公募という形でいき
たいと思う。

応募要項については、入賞や留意事項はこの案でよいか。それでは、先ほど議論
になった「次に掲げる内容を盛り込んだものとする」という部分は、あまり限定し
ないようにして、みんなの討論が活かせるようにしておきたいと思う。

委員：私も、せっかくみんなで考えた市民歌のイメージとか、コンセプトができたわけな
ので、それは公募の際に伝えたほうがいいと思うが、それを条件としてしまうと、
曲を作るときに非常に制約されるし、作りにくいと思う。市民歌の具体的なイメ
ージとして制定委員会ではこういうことが話し合われたということは伝えたほうが

いいと思う。

委員長：それでは、応募要項については、皆さんの意向を踏まえて、若干整理したいと思う。

もう一つ方向性として決めておきたいことは、作曲の部分は、おおかたは委嘱で、それが地元の人であれ、中央の人であれ、委嘱でいいのではないかという意見だったがどうか。交渉の窓口は、やっぱりいろんな条件があるので、事務局にお願いして、事務局は、皆さんに選考経過や、委嘱経過を提示してもらうということでしょうか。

委員：今、いいですかと言われても、いいですとは言えないなあ。作曲家はいろいろいるんですよ。この地元出身の方もいれば、さっき上がったような方々がたくさんいるのだが、それぞれの方に作曲のスタイルというのがあるから、それを事務局のほうにある程度交渉をあたっておいてという話に、私はならないと思う。事務局としても資料7で提示しているこの方々にこだわってはいないと思うし、あるいは、こだわらないほうがいいんじゃないかという気持ちもある。作曲を委嘱するか、公募させるかということも決まっていなくてもいいこともある。

委員長：委嘱か、公募か、その方向性だけでも決めておいたほうがいいのではないか。公募であれば公募の準備をしなければいけないし、委嘱なら委嘱の準備をしなければいけないということがある。

委員：第2回目の委員会ですこまで決めるのは無理だと私は思う。

委員：作曲に関しては、詞が決まって、これを市民歌にすると決めた段階で、作曲者を選んだほうがいいのではないかと思う。

委員：私は先ほどもいったように作曲の方は委嘱が良いと思う。作詞もどちらかというのと、最初はこれだけの言葉も出たわけなので、委員でまとめたと言ったが、いろんな意見をお聞きして、制定委員だけでもこれだけの言葉が出てきたので、公募したらもっとすばらしい言葉が出てくるのではないかという期待もある。

ただ、作曲に関しては、芸術的技術な面を考えると、一般の人ではちょっと無理なのではないかと思うので、すばらしい曲ができることを期待して委嘱をお願いしたいと思う。

委員長：～委員も委嘱をとということでしたね。～委員も委嘱、～委員もはつきり委嘱と全国版になれるような作品をとというお考えでした。～委員の場合も委嘱という形で捉えてよろしいですね。

委員：私は、もし公募するのであれば、地元出身の若い人たちで作曲を志している人にも可能性があるのでは、公募も良いのかなと思う。ただし、絶対公募してくれるという確証がないので何とも言えないのであるが。

委嘱という場合は、シンガーソングライターの方々に作曲をお願いする場合は、歌詞に問題が出てくるだろうということがある。それから、作曲家の作風は決まっているので、その委嘱する方の曲を何曲か聞いたりして、この作風の作曲家にお願いしましょうと決めたらいいと思う。その作曲家の作風を聞かないで、この人に委嘱するとはならないのではないかと思う。

委員長：全体的な方向性としては委嘱するという方向でよろしいか。

委員：あえていうなら私は公募だ。

委員長：方向性として、どうでしょうか。少し事務局にお聞きしますが、作曲の制作手法を

今日決める必要はありますか。それとも、先ほど出ましたように決まった作詞を見ながら、作曲の方向性を決めるという段階を踏むとすれば、もう少しゆとりのある日程でよいと思うがいかがか。

事務局：今日の話し合いの中で、作詞については公募という方向でまとまった。公募の期間は少なくとも2カ月ということで応募要項をお示ししている。その間に、次回の制定委員会を設けて、そこで作曲の方向性をご議論いただければと考えている。

次回の委員会の持ち方については委員長と相談していきながら、また適切な時期に開催したいと考えているが、いかがか。

委員長：ただ今、事務局から話があったが、日程的なことをご理解いただきたいと思う。7月から2カ月間の公募ということでご了解いただいたわけなので、その間にどのくらいの作品が集まるか見当つかないが、選考方法についても次回の委員会で議論していきたい。例えば、関心が高まれば、応募作品も多いただろうと思うが、応募作品が多かったら予備選考も必要だろうし、その予備選考を外に発注するというのもできないと思うので、皆さんから何点か選んでもらって、その中から、例えば、上位入賞者の10か15か分らないが、それらについて皆様と検討し合う会など必要になるでしょうし、少し日程的なことも踏まえて検討する機会を設ける。どんな選考方法が良いのかなということをお伺いしたい。

委員：先ほど、他の委員から話があったが、どうしても我々世代だと活字離れで新聞を見ないとかいうこともあり、おそらく応募方法というのが決め手になるのかなと思う。一番良いのは、テレビだと思うのだが、今、流行っているSNSとかをうまく使って、我々よりももっと下の世代にも作詞を手掛けられるような応募方法をもっとこちらで考えていかないと、本当に偏った年代の作詞しか出てこなくて、作曲する方がそれこそ苦勞されるようなことがひょっとするとあり得るのかなと思うので、より幅広い年代から募集をかけられる方法をもっともって考えなければいけないのかと思っている。

委員長：応募方法について、市広報で一回掲載しただけでは見過ごされてしまうこともあるのではないかと思うが。

事務局：7月からの募集について、あまり遅くなるのもうまくなないと考えるので事務的にはできる限り急いで行うが、7月1日より後になると思う。ただ、公募締め切りは8月末を目途にしたいと考えているし、市広報も7月1日号は間に合わないので、ただ今委員から意見あったように、いろいろな媒体を活用して、もちろんマスコミの方々にもお願いしながら、市もフェイスブックも始めたので、いろいろな媒体を活用しながら公募の周知をしていきたい。通常の新聞社、放送なども取り上げていただけたらと思うし、また、ミニコミ誌みたいなものは特に若い世代にご覧になっていると思うので、いろんなもので周知していきたい。

それから、先ほどお示した要項では選定委員会で選定することとなっている。ただ、選定する間に、その分野の専門家に意見を聴く必要があるという方法論については、この場で議論していただいて良いのではないかと考えている。作曲の手法の方向性を議論いただくときに、また、そのような意見が出れば、あの方に聞いてみたらというようなことはあっても良いと考えている。

委員長：具体的な作曲をできる方、作曲をしてほしい方などについては、専門的な形で情報をお持ちの方もいるでしょうし、一般的な好みの情報をお持ちの方もいるでしょうし、そういった情報を事務局のほうへご意見として出していただければと思う。あるいは、事務局のほうから直接、委員にご意見を伺うこともしていただきながら、情報を豊かにして取り組んでいきたいと思う。

委員：一つ確認したいのだが、作曲については公募か委嘱かはっきりさせなくて良いですね。

委員長：まだ時間的にゆとりはあるということなので、作曲に関しては、それぞれ意見をお持ちの方は事務局に意見を言うてくださると同時に、事務局の方から問い合わせがあった場合は、情報を提供していただきたい。

より豊かな情報の中で、委嘱か公募かを決めていきたいと思う。委員からお話しあった 10、20 代の若い人で作曲を自由に手掛けている方を具体的にイメージできないので、そういう意味での情報を事務局の方へ提供をいただきながら豊かな情報の中で選択をしていきたいと考えている。作曲を公募したが、実際、集まらなかったというのでは困ると思うし、そういう事態がおきかないような手立てを考えながら次の段階に臨みたい。

委員：作曲を専門にやっていない人にも歌詞を見せてメロディをつけさせるだけでも、それも一つの公募だという考え方ですね。

委員：そうです。だれか紹介してくれという話ではない。

委員：補作ができるような可能性の中での公募もありということですね。私も一つ言いたいのは、結局、作曲を学んでいる若い人たちはまだ実績がないので、委嘱という場合は、若い人にはなかなか依頼はされない。委嘱というと、世に出ている人となってくるので、そういう点で可能性を広げるという点では公募もありかと思う。

作曲の委嘱にしても、作風がみな違うので、作風を見て委嘱、あるいは公募ということも、もう一度オープンで議論した方がよいのではないか。

委員長：委嘱の場合だと、委嘱することでのメリットというようなことをだいぶ強調されていた意見もあるし、そんな風な部分も、討論の経過も踏まえながら先へつなげていきたいと思う。それでは事務局にマイクをお返りする。

3. 閉 会

事務局：本日は大変熱心なご協議をいただきありがとうございます。作詞については、公募という方向性を示していただいたので、事務局としても公募に向けて準備を進めていく。また、次回の会議では、作曲の委嘱か公募かについての課題があるので、今後の進め方についても、事務局内部でも検討して、改めて日程調整をさせていただき、改めて会議のご案内をする。これで第2回の会議を終了する。本日はありがとうございました。

(午後3時55分終了)